

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

維持会員規程

(名 称)

第1条 本規程は、定款第49条に基づき、日本のソフトテニスの伝統と歴史を維持する為、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）の事業の遂行に協力する維持会員について必要な事項を定める。

(入 会)

第2条 本連盟の目的に賛同する団体または個人は、別に定める入会申込書に必要事項を記入押印し、本連盟に提出することにより、維持会員となることができる。

(会 費)

第3条 維持会員は、維持会費（年会費）を納めるものとする。

1. 団体 1口につき 2万円とする。
2. 個人 1口につき 1万円とする。
3. 維持会費は、本連盟が指定する銀行口座に振り込むものとする。
4. 既に納入した維持会費は、年度途中で退会しても返還をしない。

(会費の使途)

第4条 維持会費は、毎年事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(退 会)

第5条 維持会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第6条 本連盟は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。

この場合、本連盟は当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 法令、定款及び本規程その他本連盟の規程に違反したとき
2. 本連盟の名誉を傷つけ又は本連盟の目的に反する行為があったとき

(個人情報)

第7条 会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。会員から取得した個人情報は、会員の管理、資格審査等に関する情報の発信、ソフトテニス競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

- 附則
1. この規程は、昭和49年 5月 1日から施行する。
 2. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。